

「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議

私たちの暮らす沖縄においては、琉球舞踊をはじめ、歌、三線、沖縄芝居、エイサー等、極めて個性的で特有の文化を有している。これらの彩り豊かな郷土文化を支え土台となっているのが、「しまくとうば」である。

「しまくとうば」は、県内各地域の暮らしの中で語り継がれ愛着をもって使われてきた言葉であり、地域固有の文化的資源である。

しかしながら、「しまくとうば」は、過去の標準語励行教育を通じ使用が制限された歴史があり、最近では話すことはもとより、聞くこともできない世代が増加しているため、沖縄の貴重な言語文化の喪失につながりかねないことが危惧されている。

このような中、本県においては、昨年3月、「しまくとうば」を次世代へ承継していくため「しまくとうばの日」に関する条例を制定し、9月18日を「しまくとうばの日」と定めた。

私たちは、本条例の趣旨に基づき、脈々と伝えられてきた伝統文化の「灯」を消さぬよう「しまくとうば」の価値を再認識し、自信と誇りを持ちながら次世代へ承継していく責務があると考えます。

よって、本市議会は「しまくとうば」の普及促進を図り、市民、県民一人一人が「しまくとうば」に対する関心と理解を深め、生活の中で「しまくとうば」に親しめるようあらゆる努力を傾注することをここに宣言する。

以上、決議する。

平成19年（2007年）3月20日

那覇市議会